

広島県告示第七百八十九号

広島県建築士事務所指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年七月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県建築士事務所指導要綱の一部を改正する告示

広島県建築士事務所指導要綱（平成三年広島県告示第三百十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「法」を「法令」に改める。

別表第一注二中「役員であった者」を「法人を代表する役員であった者」と改め、「精算人」を「清算人」と改める。

別表第二中「第23条の6第1項」を「第23条の7」と改める。

附 則

この告示は、平成十九年七月十二日から施行する。